

「子ども・子育て支援法」、児童福祉法の改定、施行までのスケジュール

<学童保育に関わる法律>

●「子ども・子育て支援法」

- ① 学童保育を、市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」（市町村事業）のひとつとして位置づける。（注）「地域子ども・子育て支援事業」の13事業は7ページに掲載。
- ② 「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定を都道府県と市町村に義務づける。
- ③ 学童保育の補助金は、市町村の「地域子ども・子育て支援事業計画」に基づき支出される交付金（包括的な交付金）として出される。
→ 学童保育を含めた13の事業の「一括交付金」として国から市町村に支給される。
- ④ 交付金は、国から市町村への直接補助とする。都道府県は予算の範囲内で補助する。
→ 都道府県は交付金の3分1の額を負担する。
- ⑤ 国に「子ども・子育て会議」を設置する（2013年4月設置）。また、都道府県と市町村には「地方版子ども・子育て会議」を設置することが努力義務とされた（国と同じく2013年4月設置）。
- ⑥ 法律の附則に「指導員の処遇の改善、人材確保の方策を検討」が盛り込まれた。

●児童福祉法の改定

- ① 対象児童を6年生までの「小学生」に引き上げる。
- ② 国・都道府県・市町村以外の者が学童保育を実施する場合には市町村の届け出を必要とする。
- ③ 国としての学童保育の基準を省令で定め、市町村は国の定める基準に従い、条例で基準を定める。
指導員の資格と配置基準は、国が決めた基準に従う。それ以外は、国の決めた基準を「参考にして」（参酌して）、市町村が基準を決める。
- ④ 市町村長は、条例で決めた基準の維持のために実施者に報告を求め、検査などを行う。
- ⑤ 市町村は、余裕教室等の公有財産の貸し付け等を積極的に行い、実施の促進を図る。

児童福祉法の改定 学童保育関係の条文(改正部分)

第6条の3

- ② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第21条の11 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の収集及び提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の

事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

- ④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われる情報の収集、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第34条の8 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。
- ③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- ④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

- ② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- ③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第34条の8の3 市町村長は、前条第1項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- ② 第18条の16第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- ③ 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
- ④ 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

※（参照）

第18条の16 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- ② 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- ③ 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第56条の7 市町村は、必要に応じ、公有財産（地方自治法第238条第1項に規定する公有財産をいう。次項において同じ。）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所及び総合こども園の設置又は運営を促進し、保育の利用に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。とする。

- ② 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課

後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

③ 国及び都道府県は、前2項の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。

改定前の児童福祉法の学童保育関係条文

[事業]

第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

[子育て支援事業]

第21条の8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

1. 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
2. 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
3. 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

[放課後児童健全育成事業の利用の促進]

第21条の10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第6条の2第2項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

[放課後児童健全育成事業の開始等]

第34条の7 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

子ども・子育て支援法(抜粋)

第1章総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行

い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第3条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第4章 地域子ども・子育て支援事業

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

第5章 子ども・子育て支援事業計画（基本指針）

(基本指針)

第60条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て

支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の指定こども園等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十八条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第62条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

三 指定教育・保育及び指定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、

あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第63条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

第64条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第6章 費用等

(市町村の支弁)

第65条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

三 地域子ども・子育て支援事業に要する費用

(都道府県の負担等)

第66条 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十六条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額(次条第一項において「こども園給付費等負担対象額」という。)の四分の一を負担する。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第三号に掲げる費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(市町村に対する交付金の交付等)

第68条 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、こども園給付費等負担対象額の二分の一を負担する。

2 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第三号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第7章 子ども・子育て会議等

(設置)

第72条 内閣府に、子ども・子育て会議(以下この章において「会議」という。)を置く。

(権限)

第73条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

(会議の組織及び運営)

第74条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第76条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

附則 第2条

3 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、前各項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(財源の確保)

第3条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

「子ども・子育て関連3法」 学童保育に関わる附帯決議

衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会 2012年6月10日

6 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会 2012年8月10日

16、放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。

17、放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

政府が予定しているスケジュールと私たちの要望・働きかけの課題

市町村が事業計画を検討したり、条例に盛り込む学童保育の基準を検討するのは2013年度。決定するのは2014年度です。学童保育を拡充するような内容の事業計画や条例にさせていくためには、2012年度中に私たちの要望と働きかけの方針をまとめ、2013年度にしっかりと働きかけていくことが必要です。

	政府がイメージしているスケジュール	市町村・都道府県の仕事	私たちの課題
2012年度	<ul style="list-style-type: none"> ○政府から地方自治体に、新しい子育て支援施策の具体化の検討状況を適宜、情報提供。 ○国に「子ども・子育て支援新制度施行準備室」を設置（内閣府） ○地方自治体に「地方版子ども・子育て会議」の発足をさせて、4月からのスタートすることを求める（努力義務）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国からの情報をもとに自治体としての方針を検討。 ○2013年度予算案に必要な費用（①「地方版子ども・子育て会議」設置に関わる経費、②ニーズ調査に関わる経費、③制度管理システム調達の経費）を計上。 ○「地方版子ども・子育て会議」を設置するか判断し、設置する場合のメンバーの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ➡新しい子育て支援策の内容とスケジュール、学童保育を拡充させていくための課題を学習し、自治体にどのような働きかけを行っていく必要があるのかの方針をまとめる。私たちが望む学童保育のあり方（基準など）をまとめて自治体に要望していく。 ➡2013年度予算での必要な経費の予算化を要望していく。 ➡市町村・都道府県に「地方版子ども・子育て会議」の設置を求め、学童保育の専門団体として会議メンバーに入れるよう要望していく。
2013年度	<ul style="list-style-type: none"> ○国の「子ども・子育て会議」を発足（新しい子育て支援策の重要事項を検討） （注）重要事項とは、地方自治体に策定を義務づけている「地域子ども・子育て支援事業計画」の「基本指針」を検討など（2013年度半ばに策定か？） ○「地域子ども・子育て支援事業計画」策定の基本指針を策定し、地方自治体に示す ○学童保育の国としての基準を策定して市町村に提示 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村・都道府県の「地方版子ども・子育て会議」を発足（新しい子育て支援策の重要事項を検討） ○「地域子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査の実施 ○「地域子ども・子育て支援事業計画」策定の検討 ○市町村として学童保育の基準の条例化を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ➡「地方版子ども・子育て会議」のメンバーとして、学童保育の拡充が図れるよう意見や要望を出していく。 ➡しっかりとしたニーズ調査を実施するよう自治体に働きかける。 ➡学童保育が量的にも質的にも拡充されるような事業計画となるよう要望していく。 ➡私たちが求める学童保育の基準を要望していく
2014年度	<ul style="list-style-type: none"> ○国から市町村に出される交付金の予算編成 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村・都道府県の「地域子ども・子育て支援事業計画」を策定（「地域子ども・子育て支援事業計画」の検討と策定ほか） ○市町村が学童保育の基準を条例制定（議会で審議） ○学童保育の実施に関する届け出受理 ○国からの交付金の市町村負担分の予算編成 	<ul style="list-style-type: none"> ➡私たちの求める学童保育の基準の要望実現を、行政だけでなく市議会にも働きかけていく ➡予算要望
2015年度	<ul style="list-style-type: none"> ○4月本格実施（施行）スタート ○内閣府に「子ども・子育て本部」設置 ○交付金の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体において実施体制を整備 ○「地域子ども・子育て支援事業計画」がスタート ○学童保育の基準を定めた条例の施行 	

市町村の役割と責務

市町村の責任と仕事は大きくなりました

①市町村に「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました

市町村には、2015年度から5年間ごとの子育て支援策についての数値目標をつくり、その目標に向けて取り組むことが求められます。また、事業計画を策定するためのニーズ調査（潜在的なニーズの把握も含む）を行います。

国からの交付金は、この事業計画に基づいて支出されるので、事業計画の内容によって交付金の額が大きく異なってきます。市町村が事業計画を定めるに当たっては、国が定める「基本指針」に即して定めることが求められています。

②学童保育の基準を、市町村は条例で定めることになりました

国としての学童保育の基準を省令で定めます。市町村は国の定める基準に従い、条例で基準を定めることになりました。「指導員の資格」と「配置基準」は、国が決めた基準に従うこととなります。市町村がこの基準を上回る基準はつくることができますが、下回ることはできません。

それ以外の基準（例えば、開設日・開設時間・施設の基準など）は、国の基準を参酌（参考にする）してつくります。

市町村のつくる基準によっては格差が生じる可能性が大きくなります。現在は、基準がないために大きな格差があるのが現状ですが、それが解決しないまま格差が固定されてしまうことが懸念されます。よりよい学童保育の基準がつけられるよう働きかけていくことが必要です。

③市町村が「地方版子ども・子育て会議」の設置をすることが努力義務とされました

「地方版子ども・子育て会議」の設置は、義務づけではありませんが、市町村が推進する子育て支援が十分なものであるかどうかをチェックしたり、当事者の要望を取り入れて施策を改善することができる組織として、設置させていくことが必要なものです。また、会議のメンバーに学童保育関係者も入れるよう要望していくことが必要です。

④国が市町村に交付する交付金は、国と都道府県と市町村が3分1ずつ負担します

国から市町村に出されるお金は、「交付金」となります。これまでの補助金と同様に、国と都道府県と市町村が3分の1ずつ負担します。市町村も都道府県も国が示した交付金の負担額を予算化しなければなりません。

都道府県の仕事と役割

交付金の負担や人材育成が求められます

新しい制度は、市町村に実施責任を持たせている反面、都道府県の役割や仕事が明確にはされていません。しかし、都道府県には次のように役割・仕事があります。都道府県がこの役割・仕事をしっかりと果たしていくためには、私たちの働きかけが重要です。

① 都道府県も「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられます。

② 「地方版子ども・子育て会議」の設置も努力義務とされています。

③ 都道府県の役割として、人材育成・人材確保の仕事が期待されます。

例えば、学童保育指導員の資格化に伴って資格を持たない現役指導員に対する講習と資格認定の仕事を都道府県が行うことも考えられます。

④ 学童保育に出される補助金（交付金）の3分の1は都道府県が負担することになります。

これは、学童保育に出される交付金の金額に直接関わる重要な役割です。都道府県の負担は、法律で義務づけられたものではなく、「予算の範囲内で、交付金を交付することができる」というものです。私たちの働きかけにより都道府県にも交付金の負担を確実にさせていくことが必要です。

私たちは、これまでに国に学童保育の「最低基準」を策定するよう要望してきました。そうした取り組みもあり、2007年には厚生労働省は「放課後児童クラブガイドライン」を策定しました。しかし、法的拘束力のあるものではありませんでした。今回の改定で学童保育について法的拘束力を持った市町村の条例が定められます。

「私たちが求める学童保育のあり方」を明らかにしながら、要望していきましょう

市町村が決める学童保育の基準はどうあるべきかを考えるうえで、学童保育はどうあるべきか、私たちがどのような学童保育を求めているのか明らかにするのがもっとも大切なことです。

全国学童保育連絡協議会は、国が学童保育の基準を定めるにあたって、「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」を提言しています。市町村へ条例づくりの要望をしていく際には、これらを参考にしながら、「私たちが求める学童保育のあり方」を明らかにしながら、運動を進めていきましょう。

(参考) 現在、学童保育に関する条例を定めている市町村は、約半数しかありません。また、条例といっても「実施条例」ではなく「施設の管理条例」などであるなど、内容は不十分なものです。

指導員の「配置基準」には、「常時複数の常勤配置」を求めていきましょう

指導員の「資格」と「配置基準」は、国が決めた基準に従って市町村が基準を設けることになりました。現在、厚生労働省が内容の検討を行っています。

政府の新しい子育て支援策を検討してきた「子ども・子育て新システム検討会議」基本制度ワーキングチームは、指導員の「配置基準」について、「非常勤職員が前提の体制から、常勤職員を導入する」ことを検討していました（150万円ベースの非常勤から450万円ベースの常勤配置を検討）。

交付金の交付

確実に学童保育に予算措置がされるように！

新しい制度においては、学童保育への予算は、「一括交付金」として国から市町村に交付されることとなります。「一括交付金」とは、13の「市町村事業」（注）への予算措置を、一括して市町村に交付するという仕組みです。これをどの事業にいくら使うのかは市町村の裁量で決められます。

※ 国からの交付金には、施設型給付（保育所・幼稚園・認定こども園など）や児童手当給付などの「義務的経費」（国が決めた金額が交付される）と、市町村事業のように市町村の裁量によって交付される「裁量的経費」があります。

また、交付金は、市町村が策定した「地域子ども・子育て支援事業」に基づいて交付されます。13の事業について、市町村がどのような計画を立てて推進していくのかによって交付金額が異なってきます。それぞれの事業の実施に必要な国が決めた「単価」にもとづいて、交付金額が算定されます。

(注) 地域子ども・子育て支援事業

(「子ども・子育て支援法」第59条に明記)

○ 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。

①利用者支援、②地域子育て支援拠点事業、③一時預かり、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業、⑥ファミリー・サポート・センター事業、⑦子育て短期支援事業、⑧延長保育事業、⑨病児・病後児保育事業、⑩放課後児童クラブ、⑪妊婦健診、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業。

学童保育連絡協議会として次の課題に取り組みましょう！

(1) 市町村の学童保育連絡協議会の取り組みの課題

- ① 市町村が策定する「地域子ども・子育て支援事業計画」が、学童保育の量的・質的な拡充となるように要望していきましょう。
- ② 市町村が学童保育の基準を条例でつくることに対して、私たちの求める学童保育の施策を明らかにして、その実現を要望していきましょう。
提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」（全国学童保育連絡協議会）などを参考に、私たちが求める学童保育の施策を明らかにしていくことが必要です。国基準を上回るよりよい条例づくりを要望していきましょう。条例は、市町村議会で審議して決められます。議員の方々にも、私たちの要望に対する理解を広げ、よりよい施策がつけられることを要望しましょう。
- ③ 市町村の「地方版子ども・子育て会議」の設置と、学童保育関係者が構成員に入れるよう要望していきましょう。（この会議で事業計画のことなど重要事項が検討されていきます）
- ④ 市町村が国の交付金を受けて確実に学童保育に予算化すること、国の基準額に市町村が上乗せして予算化するよう要望していきましょう。

(2) 都道府県の学童保育の連絡協議会の課題

- ★ 学童保育を拡充するためには都道府県にも役割と責任があります。役割と責任を求めましょう。
 - ① 交付金の3分の1の都道府県の負担を確実に確保するよう要望しましょう。
 - ② 都道府県の単独事業を後退させず、さらに拡充させるよう要望しましょう。
 - ③ 都道府県の「事業計画」が学童保育の拡充につながるよう要望しましょう。
 - ④ 都道府県にも「子ども・子育て会議」を設置させ、連絡協議会が構成団体に入れるよう要望しましょう。
 - ⑤ 都道府県の重要な役割となっている人材育成・人材確保のために、独自の市町村支援策や指導員の研修をしっかりと行うよう要望しましょう。
- ★ 保護者と指導員が力を合わせてよりよい学童保育をつくっていくことが基本です。
保護者と指導員の信頼関係を築きながら、どの子にも「安全で安心して生活できる学童保育」をつくっていきましょう！
- ★ 学童保育の現状や課題、私たちの願いを広く知らせて、学童保育の拡充を求める大きな世論をつくっていきましょう！

●全国学童保育連絡協議会は、国に対して次の要望を行っていきます。

- 国が策定する学童保育の基準がよりよいものになるよう要望します。
(全国学童保育連絡協議会の提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」の実現を要望)
- 「地域子ども・子育て支援事業計画」の国の基本指針に意見・要望を出します。
- 国の「子ども・子育て会議」に全国学童保育連絡協議会が構成員となるよう要望します。
- 2013年度の学童保育予算の大幅増額、本格実施後の予算大幅増額を要望します。
- 政府への要望だけでなく、政党・国会議員への要望も積極的に行っていきます。